第４章　付　属　資　料

毎 月 勤 労 統 計 調 査 規 則

調　査　票　の　様　式

毎月勤労統計調査規則

（昭和三十二年七月一日労働省令第十五号）
最終改正：令和三年一一月一九日厚生労働省令第一八〇号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項の規定に基き、毎月勤労統計調査規則の全部を改正する。

（命令の趣旨）
第一条　統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である毎月勤労統計を作成するための調査（以下「毎月勤労統計調査」という。）の実施に関しては、この規則の定めるところによる。

（調査の種類）
第二条　毎月勤労統計調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の三種とする。

（調査の目的）
第三条　毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的変動を毎月明らかにすることを、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを、特別調査にあつては全国調査及び地方調査を補完することを目的とする。

（定義）
第四条　この規則で「事業所」とは、事業の行われる一定の場所をいう。
２　この規則で「事業主」とは、事業を事実上管理する者をいう。

（調査の期日等）
第五条　全国調査及び地方調査は、毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）について行う。
２　特別調査は、毎年七月三十一日現在（給与締切日の定めがある場合には、七月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、第八条第二項第六号ヘに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の八月一日から調査を実施する年の七月三十一日までの期間について行う。

（調査の範囲）
第六条　毎月勤労統計調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類に掲げる産業のうち次の各号に属する事業所について行う。
一　鉱業、採石業、砂利採取業
二　建設業
三　製造業
四　電気・ガス・熱供給・水道業
五　情報通信業
六　運輸業、郵便業
七　卸売業、小売業
八　金融業、保険業
九　不動産業、物品賃貸業
十　学術研究、専門・技術サービス業
十一　宿泊業、飲食サービス業
十二　生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）
十三　教育、学習支援業
十四　医療、福祉
十五　複合サービス事業
十六　サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

（調査の対象）
第七条　全国調査は、第六条に規定する調査の範囲に属する事業所のうち、常用労働者を常時五人以上雇用するものであつて、厚生労働大臣が事業主に対する通知により指定するもの（第十二条及び第十五条において「全国調査事業所」という。）について行う。
２　前項の指定は、常用労働者を常時三十人以上雇用する事業所（第十六条第一項及び第十七条の二第一項において「全国調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時五人以上三十人未満雇用する事業所（第十六条第二項及び第四項並びに第十七条の二第二項において「全国調査第二種事業所」という。）とに区分して行う。
３　地方調査は、各都道府県ごとに第六条に規定する調査の範囲に属する事業所のうち、常用労働者を常時五人以上雇用するものであつて、厚生労働大臣が事業主に対する通知により指定するもの（第十二条及び第十五条において「地方調査事業所」という。）について行う。
４　前項の指定は、常用労働者を常時三十人以上雇用する事業所（第十六条第一項及び第十七条の二第一項において「地方調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時五人以上三十人未満雇用する事業所（第十六条第二項及び第四項並びに第十七条の二第二項において「地方調査第二種事業所」という。）とに区分して行う。
５　特別調査は、第六条に規定する調査の範囲に属する事業所のうち、調査の期日現在において常

用労働者を五人未満雇用するものであつて、厚生労働大臣が指定する地域に所在するもの（第十二条、第十六条第三項及び第四項並びに第十七条の二第二項において「特別調査事業所」という。）について行う。

（調査事項）
第八条　全国調査及び地方調査は、次の各号に掲げる事項について行う。
一　主要な生産品の名称又は事業の内容
二　調査期間及び操業日数
三　企業規模
四　常用労働者の数、異動状況、出勤日数、実労働時間数及び現金給与の名称別の金額
五　雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項
２　特別調査は、次の各号に掲げる事項について行う。
一　事業所名及び電話番号
二　主要な生産品の名称又は事業の内容
三　調査期間
四　企業規模
五　常用労働者の数
六　常用労働者ごとの次に掲げる事項
イ　氏名又は符号及び性
ロ　通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
ハ　年齢及び勤続年数
ニ　出勤日数及び一日の実労働時間数
ホ　きまつて支給する現金給与額
ヘ　特別に支払われた現金給与額

（調査票）
第九条　全国調査に用いる調査票の様式は、様式第一号及び第二号とする。
２　地方調査に用いる調査票の様式は、様式第三号及び第四号とする。
３　特別調査に用いる調査票の様式は、様式第五号とする。

第十条　削除

第十一条　削除

（統計調査員）
第十二条　全国調査、地方調査及び特別調査の事務に従事させるため、法第十四条の規定による統計調査員として都道府県に設置されるもの（以下「毎月勤労統計調査員」という。）は、都道府県知事の指揮監督を受けて、全国調査事業所、地方調査事業所及び特別調査事業所に係る調査票の配布及び取集並びに作成その他調査に附帯する事務を行う。

（報告義務者を把握するための調査）
第十二条の二　都道府県知事は、第七条第一項、第三項及び第五項の指定並びに同項に基づき指定された地域に所在する事業所の把握を行うために必要な調査その他これに附帯する事務をしなければならない。

（立入検査等）
第十三条　毎月勤労統計調査員その他の毎月勤労統計調査の事務に従事する職員は、法第十五条第一項の規定により、必要な場所に立ち入り、第八条第一項第一号及び第四号並びに第二項第二号、第四号、第五号及び第六号に掲げる事項（同号イに掲げる事項については、氏名又は符号に関する事項を除く。）について、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
２　前項の規定により立入検査をする毎月勤労統計調査員その他の毎月勤労統計調査の事務に従事する職員は、法第十五条第二項の規定により、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（調査の中止）
第十四条　調査の対象となる事業所について、天災事変その他やむを得ない理由で調査を行うことができないと厚生労働大臣又は都道府県知事が認めたものについては、その月分の調査（特別調査にあつては、その年の調査）は、行わない。
２　都道府県知事は、前項の規定により調査を行わなかつたときは、遅滞なく、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（調査事業所の変更又は廃止）
第十五条　調査の対象となる事業所の名称若しくは所在地について変更があつたとき、又は事業を廃止したときは、全国調査事業所又は地方調査事業所の事業主は、直ちに、その旨を当該事業所を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。
２　都道府県知事は、前項の規定による事業主からの報告を受けたときは、遅滞なく、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（報告義務）
第十六条　全国調査第一種事業所又は地方調査第一種事業所の事業主は、第八条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事が当該事業主に配布する調査票を用いて報告しなければならない。
２　全国調査第二種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主（事業主が不在のときは、これに代わる者）は、第八条第一項各号に掲げる事項を調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び毎月勤労統計調査員の質問に答えることにより毎月勤労統計調査員に対して報告しなければならない。
３　特別調査事業所の事業主（事業主が不在のときは、これに代わる者）は、第八条第二項各号に掲げる事項を調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び毎月勤労統計調査員の質問に答えることにより毎月勤労統計調査員に対して報告しなければならない。
４　第二項の規定にかかわらず、天災事変その他やむを得ない理由のため、これらの規定に規定する方法によることができないと厚生労働大臣又は都道府県知事が認めたものについては、全国調査第二種事業所、地方調査第二種事業所又は特別調査事業所の事業主（事業主が不在のときは、これに代わる者）は、都道府県知事又は毎月勤労統計調査員が当該事業主に配布する調査票を用いて報告することができる。
５　前条第一項又は前四項の規定による報告（第十七条の二第一項又は第二項の規定により、第一項、第二項又は第四項の規定による報告に代えて報告する場合を含む。）は、第八条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を管理している者が事業主に代わつて行うことができる。

（調査票の提出）
第十七条　前条第一項及び第四項の規定による報告は、調査票を調査月の翌月の十日（特別調査にあつては、調査を実施する年の九月十日）までに、当該事業所を管轄する都道府県知事に提出することによつて行わなければならない。
２　毎月勤労統計調査員は、前条第二項の規定により報告を受けた調査票を調査月の翌月の十日までに当該事業所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
３　毎月勤労統計調査員は、前条第三項の規定により報告を受けた調査票を調査を実施する年の九月十日までに当該事業所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（電子情報処理組織による提出）
第十七条の二　全国調査第一種事業所又は地方調査第一種事業所の事業主は、第十六条第一項の規定による報告に代えて、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と報告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して報告することができる。
２　前項の規定は、全国調査第二種事業所若しくは地方調査第二種事業所の事業主（事業主が不在のときは、これに代わる者）が行う第十六条第二項若しくは第四項の規定による報告又は特別調査事業所の事業主（事業主が不在のときは、これに代わる者）が行う同条第四項の規定による報告について準用する。
３　第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により報告する場合は、同項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。

第十七条の三　前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出しようとする者は、第八条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を調査票の様式に準ずる様式により前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の入出力装置（当該提出をしようとする者の使用に係るものに限る。）から入力しなければならない。

第十七条の四　前条の入力は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（調査票の審査等）
第十八条　都道府県知事は、第十七条第一項若しくは第二項又は第十七条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出された全国調査の調査票を審査し、厚生労働大臣が定める期限までに厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、第十七条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出された調査票は、都道府県知事が審査を終了したときに厚生労働大臣に提出されたものとみなす。
２　都道府県知事は、第十七条第一項若しくは第三項又は第十七条の二第二項の規定により準用する同条第一項の規定により提出された特別調査の調査票を審査し、調査を実施する年の九月三十日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

第十九条　都道府県知事は、第十七条第一項若しくは第二項又は第十七条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出された地方調査の調査票を審査し、集計した上で、結果原表を作成し、第二十一条第一項の規定によりその結果を公表した後、速やかに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（結果の公表）
第二十条　厚生労働大臣は、全国調査の毎月分の結果について、当該調査月の翌々月の十日までにその一部を速報として公表し、調査が完結したときは、直ちに、その結果を公表しなければならな

い。
２　厚生労働大臣は、特別調査の結果について、調査が完結したときは、直ちに、その結果を公表しなければならない。

第二十一条　都道府県知事は、当該都道府県に係る地方調査の毎月分の結果を当該調査月の翌々月中に、毎月勤労統計調査地方調査結果速報（当該調査が完結しているときは、その結果）として公表しなければならない。
２　厚生労働大臣は、地方調査の結果をとりまとめて公表しなければならない。

（調査関係書類の保存）
第二十二条　厚生労働大臣は、第十八条の規定により提出された全国調査及び特別調査の調査票を調査を実施した年の翌年一月一日から一年間、全国調査、地方調査及び特別調査の調査票を収録した磁気媒体並びにこれに基づく結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体を永久に保存しなければならない。

第二十三条　都道府県知事は、第十七条第一項若しくは第二項又は第十七条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出された地方調査の調査票を調査を実施した年の翌年一月一日から一年間保存しなければならない。

（国の営む事業所の調査）
第二十四条　厚生労働大臣は、国の営む事業所に関しては、この規則に基く調査を行うことができるように当該主務大臣に協力を求めるものとする。

附則
１　この省令は、公布の日から施行する。
２　この省令施行の際、現に効力を有する改正前の毎月勤労統計調査規則の規定に基いて行われた調査に関する処分及び手続については、この省令施行後は、この省令の規定に基いて行われたものとみなす。
３　第五条第二項の規定にかかわらず、令和二年における特別調査は、行わない。

附則　（昭和三六年一月一二日労働省令第一号）
この省令は、公布の日から施行し、昭和三十六年一月末現在について行なう調査から適用する。

附則　（昭和四三年一月四日労働省令第一号）
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十三年一月末現在によつて行なう調査から適用する。

附則　（昭和四五年一二月二五日労働省令第三〇号）
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十六年一月末日現在によつて行なう調査から適用する。

附則　（昭和四六年七月二日労働省令第一九号）
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十六年七月末現在によつて行なう調査から適用する。

附則　（昭和四七年四月八日労働省令第一二号）
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月末現在によつて行なう調査から適用する。

附則　（昭和四八年四月二四日労働省令第一三号）
この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の毎月勤労統計調査規則は昭和四十八年一月末現在によつて行なう調査から、第二条の規定による改正後の毎月勤労統計特別調査規則は昭和四十八年七月末現在によつて行なう調査から適用する。

附則　（昭和五三年一二月二五日労働省令第四六号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第一号から様式第十一号までの改正規定は、昭和五十四年四月一日から施行し、同月末現在（給与締切日の定めがある場合には、同月最終給与締切日現在）によつて行う調査から適用する。

附則　（昭和五五年六月七日労働省令第一八号）
１　この省令は、公布の日から施行する。
２　毎月勤労統計特別調査規則（昭和三十二年労働省令第十六号）は、廃止する。
３　廃止前の毎月勤労統計特別調査規則の規定に基づいて行われた調査については、改正後の毎月勤労統計調査規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて行われた調査とみなして、新規則第二十二条の規定を適用する。

附則　（昭和五八年一月二二日労働省令第一号）
この省令は、昭和五十八年一月二十三日から施行する。

附則　（昭和六〇年三月三〇日労働省令第一〇号）
この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則　（平成元年八月一六日労働省令第二九号）

１　この省令は、平成二年一月一日から施行し、同月末現在（給与締切日の定めがある場合には、同月最終給与締切日現在）によつて行う調査から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
２　改正後の毎月勤労統計調査規則第二条に規定する全国調査及び地方調査の実施のために必要な事務は、改正後の同令第十二条の規定の例により、この省令の施行前においても行うことができる。

附則　（平成四年一〇月一五日労働省令第三二号）
１　この省令は、平成五年一月一日から施行し、同月末現在（給与締切日の定めがある場合には、同月最終給与締切日現在）によって行う調査（次項において「平成五年一月分調査」という。）から適用する。
２　この省令の施行の日前に労働大臣が毎月勤労統計調査規則第七条第一項又は第三項の規定に基づき行われた指定を平成五年一月分調査限りで解除する旨の通知をした事業所について行われる平成五年一月分調査については、なお従前の例による。

附則　（平成六年三月二三日労働省令第一〇号）
この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附則　（平成一二年三月三一日労働省令第一九号）
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則　（平成一二年一〇月三一日労働省令第四一号）　抄
（施行期日）
第一条　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
（様式に関する経過措置）
第六条　この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。
第七条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改正をした上、使用することができる。

附則　（平成一三年三月二八日厚生労働省令第四八号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則　（平成一四年九月三〇日厚生労働省令第一二八号）
この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

附則　（平成二〇年三月二五日厚生労働省令第四四号）
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則　（平成二一年三月一九日厚生労働省令第四一号）
１　この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。
２　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の薬事工業生産動態統計調査規則第七条、医療施設調査規則第九条、患者調査規則第九条、毎月勤労統計調査規則第十六条、賃金構造基本統計調査規則第八条又は国民生活基礎調査規則第十条の規定により調査の申告を求められている者は、それぞれこの省令による改正後の薬事工業生産動態統計調査規則第七条、医療施設調査規則第九条、患者調査規則第九条、毎月勤労統計調査規則第十六条、賃金構造基本統計調査規則第八条又は国民生活基礎調査規則第十条の規定により調査の報告を求められた者とみなす。
３　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の人口動態調査令施行細則様式第一号から様式第五号まで、薬事工業生産動態統計調査規則第一号様式、第二号様式若しくは第四号様式から第六号様式まで、毎月勤労統計調査規則様式第一号から様式第五号まで又は賃金構造基本統計調査規則様式第一号若しくは様式第二号の調査票は、それぞれこの省令による改正後の人口動態調査令施行細則様式第一号から様式第五号まで、薬事工業生産動態統計調査規則第一号様式、第二号様式若しくは第四号様式から第六号様式まで、毎月勤労統計調査規則様式第一号から様式第五号まで又は賃金構造基本統計調査規則様式第一号若しくは様式第二号の調査票とみなす。

附則　（平成二六年三月二七日厚生労働省令第二五号）
（施行期日）
１　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式は、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則　（平成二八年一〇月三日厚生労働省令第一五八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則　（平成二九年八月一〇日厚生労働省令第九〇号）

（施行期日等）
１　この省令は、平成三十年一月一日から施行し、同日末現在（給与締切日の定めがある場合には、同月最終給与締切日現在）によって行う調査から適用する。
（経過措置）
２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式は、この省令による改正後の様式とみなす。

附則　（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）　抄
（施行期日）
第一条　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条　この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。
２　旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則　（令和元年五月二〇日厚生労働省令第四号）
（施行期日）
１　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式は、この省令による改正後の様式とみなす。

附則　（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）　抄
（施行期日）
第一条　この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則　（令和二年七月二一日厚生労働省令第一四三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則　（令和三年五月一八日厚生労働省令第九五号）
１　この省令は、令和三年七月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
２　第十七条の五を削る改正規定は、令和三年七月三十一日現在（給与締切日の定めがある場合には、同年七月の最終給与締切日現在）について全国調査及び地方調査を行うために厚生労働大臣が毎月勤労統計調査規則第七条第一項及び第三項の規定により新たに指定した全国調査事業所及び地方調査事業所から適用し、この省令の公布の際現にこれらの規定による厚生労働大臣の指定を受けている又はこの省令の公布の日以後に同年六月三十日現在（給与締切日の定めがある場合には、同年六月の最終給与締切日現在）について全国調査及び地方調査を行うために厚生労働大臣がこれらの規定により新たに指定した全国調査事業所及び地方調査事業所については、なお従前の例による。
３　この省令による改正後の毎月勤労統計調査規則第二条に規定する全国調査、地方調査及び特別調査の実施のために必要な事務は、この省令の施行前においても行うことができる。

附則　（令和三年一一月一九日厚生労働省令第一八〇号）
１　この省令は、公布の日から施行し、公布の日の属する月の月末現在（給与締切日の定めがある場合には、同月最終給与締切日現在。）によつて行う全国調査及び地方調査から適用する。ただし、第二条の規定は、令和四年一月一日から施行し、同月末現在（給与締切日の定めがある場合には、同月最終給与締切日現在。）によつて行う全国調査及び地方調査（次項において「令和四年一月分調査」という。）から適用する。
２　令和三年十二月末現在（給与締切日の定めがある場合には、同月最終給与締切日現在。）によつて行う全国調査及び地方調査において、第二条の規定による改正前の毎月勤労統計調査規則第十六条第一項の規定により厚生労働大臣が調査票を配布した事業所であつて、令和四年二月末現在（給与締切日の定めがある場合には、同月最終給与締切日現在。）によつて行う全国調査又は地方調査において、同令第七条第一項又は第三項の規定により指定を受けていないものについて行う令和四年一月分調査については、第二条の規定による改正後の同令の規定にかかわらず、なお従前の例による。
３　第二条の規定による改正前の毎月勤労統計調査規則第十六条第一項の規定により厚生労働大臣が配布した調査票（以下次項において「旧調査票」という。）は、第二条の規定による改正後の同項の規定により都道府県知事が配布した調査票とみなす。
４　第二条の施行の際現にある旧調査票による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

５　第一条の規定による改正前の毎月勤労統計調査規則第二十二条又は第二十三条の規定により行われた厚生労働大臣が行う全国調査及び特別調査並びに都道府県知事が行う地方調査における調査関係書類の保存については、なお従前の例による。

６　この省令による改正後の毎月勤労統計調査規則の規定により実施する全国調査、地方調査及び特別調査のために必要な事務は、この省令の施行前においても行うことができる。

様式第１号（第９条関係）
様式第２号（第９条関係）
様式第３号（第９条関係）
様式第４号（第９条関係）
様式第５号（第９条関係）

様式第1号 （第9条関係）

政府統計

統計法に基づく基幹統計調査

毎月勤労統計調査全国調査票
（第一種事業所用）

秘

厚生労働省

令和　　年　　月分

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号 大	中	小	抽出率番号	※事業所規模番号	※企業規模番号

※印欄は記入しないでください。

1　主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
（主要なものとは、総収入の最も多いものです。）

2　調査期間はいつからいつまでででしたか。（前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。）

月　　日から　　月　　日まで

3　調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

日

4　企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。（貴企業（同一会社）に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。）

(1) 1,000人以上
(2) 300～999人
(3) 100～299人
(4) 30～99人
(5) 5～29人

常用労働者についてお答えください。**常用労働者とは**、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別		5 常用労働者数 (1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	6 出勤日数 実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。(有給休暇は含めないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。)	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。) (1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	8 現金給与額（税込み額です。） (1) きまって支給する給与の総額はいくらでしたか。(労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらでしたか。(残業手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。(盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。
男	1	人	人	人	人	人	日	時間	時間	百万　千円	計欄に記入してください。	百万　千円	①賞与 百万　千円
女	2												②定昇・ベースアップ等の追給（　）月分から（　）月分 千円
計	3										百万　千円		③3か月を超える期間で算定される通勤手当 千円
		◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。											その他（名称別に金額を記入してください。）
うち、パートタイム労働者	4												④ 千円 ⑤ 千円

9　変動状況 〔調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。〕

1 定昇を実施した。
2 ベースアップを実施した。
3 操業短縮、一時休業を実施した。
4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10　備考 〔本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。〕

記入担当者氏名	
調査票提出年月日	年　月　日

この調査票は、10日までに提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

SAMPLE

様式第2号 （第9条関係）

政府統計

統計法に基づく基幹統計調査

毎月勤労統計調査全国調査票
（第二種事業所用）

秘

厚生労働省

令和　　年　　月分

都道府県番号	調査区番号	事業所一連番号	産業分類番号 大	中	小	抽出率番号	※事業所規模番号	※企業規模番号

※印欄は記入しないでください。

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
（主要なものとは、総収入の最も多いものです。）

---

2 調査期間はいつからいつまでででしたか。（前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。）

月　日から　月　日まで

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

日

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。（貴企業（同一会社）に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。）

(1) 1,000人以上
(2) 300～999人
(3) 100～299人
(4) 30～99人
(5) 5～29人

常用労働者についてお答えください。**常用労働者とは**、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別		5 常用労働者数 (1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	6 出勤日数 実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。(有給休暇は含めないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。)	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。) (1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	8 現金給与額（税込み額です。） (1) きまって支給する給与の総額はいくらでしたか。(労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらでしたか。(残業手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。(盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。
男	1	人	人	人	人	人	日	時間	時間	百万　千円	計欄に記入してください。	百万　千円	①賞与 百万　千円
女	2												②定昇・ベースアップ等の追給（　）月分から（　）月分 千円
計	3										百万　千円		③3か月を超える期間で算定される通勤手当 千円
		◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。											その他（名称別に金額を記入してください。）
うち、パートタイム労働者	4												④ 千円 ⑤ 千円

9 変動状況 〔調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。〕

1 定昇を実施した。
2 ベースアップを実施した。
3 操業短縮、一時休業を実施した。
4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 〔本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。〕

事業所の面接者氏名	
調査票作成年月日	年　月　日
統計調査員印	

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

SAMPLE

様式第3号 （第9条関係）

政府統計

統計法に基づく基幹統計調査

毎月勤労統計調査地方調査票
（第一種事業所用）

秘

厚生労働省

令和　　年　　月分

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号 大	中	小	抽出率番号	※事業所規模番号	※企業規模番号

※印欄は記入しないでください。

1　主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
（主要なものとは、総収入の最も多いものです。）

2　調査期間はいつからいつまでででしたか。（前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。）

月　　日から　　月　　日まで

3　調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

日

4　企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。（貴企業（同一会社）に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。）

(1) 1,000人以上
(2) 300～999人
(3) 100～299人
(4) 30～99人
(5) 5～29人

常用労働者についてお答えください。**常用労働者とは**、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別		5 常用労働者数 (1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	6 出勤日数 実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。(有給休暇は含めないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。)	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。) (1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	8 現金給与額（税込み額です。） (1) きまって支給する給与の総額はいくらでしたか。(労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらでしたか。(残業手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。(盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。
男	1	人	人	人	人	人	日	時間	時間	百万　千円	計欄に記入してください。	百万　千円	①賞与 百万　千円
女	2												②定昇・ベースアップ等の追給（　）月分から（　）月分 千円
計	3										百万　千円		③3か月を超える期間で算定される通勤手当 千円
		◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。											その他（名称別に金額を記入してください。）
うち、パートタイム労働者	4												④ 千円 ⑤ 千円

9　変動状況 〔調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。〕

1 定昇を実施した。
2 ベースアップを実施した。
3 操業短縮、一時休業を実施した。
4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10　備考 〔本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。〕

記入担当者氏名	
調査票提出年月日	年　月　日

この調査票は、10日までに提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

SAMPLE

様式第4号（第9条関係）

政府統計

統計法に基づく基幹統計調査

毎月勤労統計調査地方調査票
（第二種事業所用）

秘

厚生労働省

令和　　年　　月分

都道府県番号	調査区番号	事業所一連番号	産業分類番号 大	中	小	抽出率番号	※事業所規模番号	※企業規模番号

※印欄は記入しないでください。

1　主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
（主要なものとは、総収入の最も多いものです。）

2　調査期間はいつからいつまででしたか。（前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。）

月　　日から　　月　　日まで

3　調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

日

4　企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。（貴企業（同一会社）に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。）

(1) 1,000人以上
(2) 300～999人
(3) 100～299人
(4) 30～99人
(5) 5～29人

常用労働者についてお答えください。**常用労働者とは**、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別		5 常用労働者数 (1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	6 出勤日数 実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。(有給休暇は含めないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。)	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。) (1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	8 現金給与額（税込み額です。） (1) きまって支給する給与の総額はいくらでしたか。(労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらでしたか。(残業手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。(盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。
男	1	人	人	人	人	人	日	時間	時間	百万　千円	計欄に記入してください。	百万　千円	①賞与 百万　千円
女	2												②定昇・ベースアップ等の追給（　）月分から（　）月分 千円
計	3										百万　千円		③3か月を超える期間で算定される通勤手当 千円
		◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。											その他（名称別に金額を記入してください。）
うち、パートタイム労働者	4												④ 千円 ⑤ 千円

9　変動状況（調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。）

1 定昇を実施した。
2 ベースアップを実施した。
3 操業短縮、一時休業を実施した。
4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10　備考（本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。）

事業所の面接者氏名	
調査票作成年月日	年　月　日
統計調査員印	

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

SAMPLE

様式第5号（第9条関係）

統計法に基づく基幹統計調査

毎月勤労統計調査特別調査票

（令和　　年7月分）

政府統計　　㊙ 厚生労働省

1 事業所名	都道府県番号	調査区番号	事業所一連番号	※産業分類番号 大	※産業分類番号 中	企業規模番号
（電話）　　局　　番						

2 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。（主要なものとは、総収入の最も多いものです。）	3 調査期間はいつからいつまででしたか。（6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間です。）	4 調査期間[illegible]日の常用労働者数は何人[illegible]たか。	5 企業（同一会社に属するすべての事業所）の全常用労働者数は、何人ですか。該当する番号を○で囲んでください。
	月　　日から　　月　　日まで	人	(1) 30人以上　(2) 5～29人　(3) 1～4人

常用労働者について記入してください。

〔常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。　次の者は除き[illegible]。○事業主又は法人の代表者　○無給の[illegible]族従業者〕

1 氏名又は符号		2 性 男	2 性 女	3 通勤・住込みの別（注） 通	3 通勤・住込みの別（注） 住	4 家族労働者であるかどうかの別 家族	4 家族労働者であるかどうかの別 家族以外	5 年齢（1年未満の端[illegible]切り捨[illegible]ください。）	6 勤続年数	7 勤[illegible]数（1[illegible]就業した日[illegible]日に数えてください。有[illegible]休暇は[illegible]ない[illegible]ください。）	8 1日の実労働時間数（7月中の通常日の労働時間を記入してください。休憩時間は除きます。）	9 きまって支給する現金給与額（毎月同じように支給される給与（税込み）で、残業手当を含みます。）（100円未満は四捨五入してください。）	10 昨年の8月1日から今年の7月31日までに特別に支払われた現金給与額（夏季又は年末の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与の総額（税込み）です。毎月きまって支給する給与は含みません。）
									年	日	時間	百万 拾万 万 千 百円	百万 拾万 万 千 百円
	1	1	2	1	2	1	2						
	2	1	2	1	2	1	2						
	3	1	2	1	2	1	2						
	4	1	2	1	2	1	2						

（注）住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

備考		面接者氏名		調査票作成年月日	年　月　日	統計調査員印	

※印欄は記入しないでください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

SAMPLE